

『いじめ防止』基本方針

1. 目的

基本方針は、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校に通う生徒に対するいじめ防止に係る基本理念及び責務を明らかにし、すべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができる学習環境を築くことを目的とし、『いじめ防止』基本方針を策定する。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

※いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成25年度から以上のとおり定義されている。

(いじめ防止対策推進法第2条)

3. 基本的な考え方

(1) 基本理念

いじめは、生徒の尊厳を脅かし、心身の健やかな成長及び人格の形成に深刻な影響を与えることから、いかなる理由によるかを問わず、何人もこれを行ってはならない。

いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こりうることを前提とし、全ての生徒が安心して学校生活を送り、意欲的に教育活動に取り組むことができるよう校内・校外を問わず、いじめが行われないことを趣旨として、いじめの防止対策に全力を傾ける。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら傍観・無視・放置・隠蔽することがないように、指導を徹底する。

そのため、いじめの防止対策を通して、「いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒一人一人が十分に理解できるように、教職員一人一人が職責を自覚し、主体的かつ相互に連携して全校協働体制で継続指導に努める。

さらに、地域ぐるみでのいじめの防止対策を視野に入れ、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが最重要視されることを認識し、国、沖縄県、うるま市、学校、地域住民、家庭その他の関係機関がそれぞれの責務及び役割を自覚し、主体的に連携することにより、いじめの問題を根絶することをめざす。

(2) 実践の方向性

学校の教育活動全体を通して、全ての生徒に「いじめは決して許されない、許さない、見過ごさない」ことを継続指導し、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を築く能力の素地を養う取組を推進する。

4. いじめ防止に対する本校の基本方針

3(1)「基本理念」にのっとり、伊波中学校の状況に応じたいじめの防止等のための対策を推進するため、以下の方針によりいじめの防止等に力を傾ける。

方針① 「いじめは決して許されない、許さない、見過ごさない」学校・学年・学級の雰囲気づくりに努める。

方針② 校長・教頭・教務主任・学年主任・学級担任・関係主任（生徒指導主任、教育相談担当、人権教育主任、道徳教育推進教師）、全教職員、全生徒、保護者の役割を自覚し、いじめの根絶に全力を傾ける。

方針③ 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

方針④ 道徳科の時間を要とした道徳教育を展開し、人権及び生命尊重の精神を育てる。

方針⑤ いじめ未然防止やいじめの早期発見・早期対応のために、適切な手段を講じる。

方針⑥ いじめの未然防止、早期解決のために、当該生徒の安全を保証するとともに、学校内だけでなく、保護者・関係機関と協力して解決にあたる。

方針⑦ 学校と保護者が協力して事後指導にあたる。

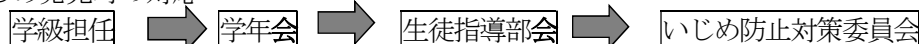
方針⑧ 「報告・連絡・相談・確認」を確実に行う。

5. いじめ防止に取り組むための校内組織と流れ

(1) 校内組織

組織の名称	開催日	構成員
学年会	毎週月曜日職朝 毎週木曜日終礼	各学年の主任、担外、担任
生徒支援部会 いじめ防止対策委員会	毎週木曜日 4校時	校長、教頭、生徒指導主任、教育相談、各学年生徒指導、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、SSW
いじめ防止緊急対策委員会	緊急を要する事案が発生した場合に開催	校長、教頭、生徒指導主任、教育相談、各学年生徒指導、養護教諭、当該担任、SSW、PTA役員代表1名、主任児童委員

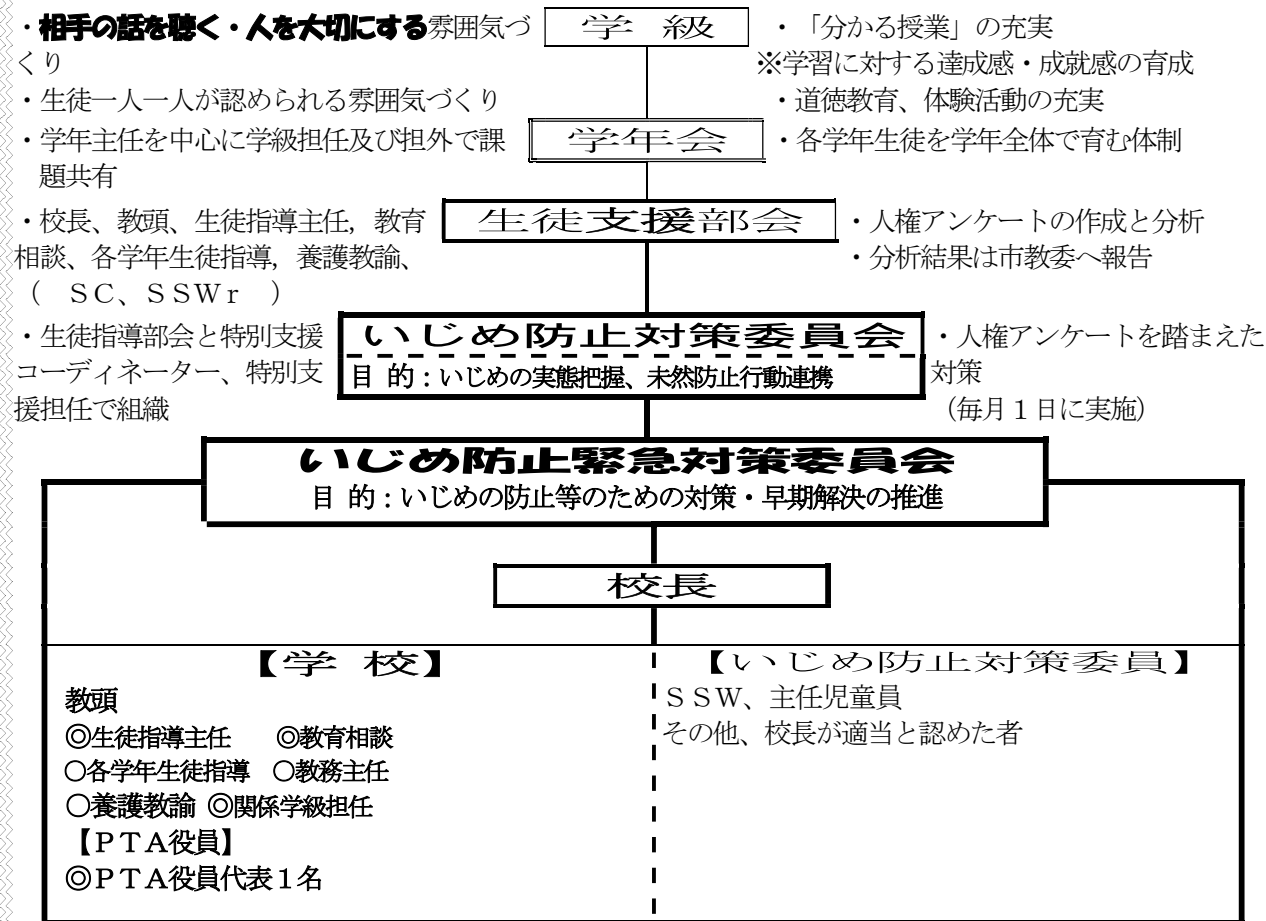
いじめ発見時の対応



※緊急の場合



組織図



(2) 生徒指導連絡協議会

年3回（7月と12月、2月）開催し、伊波中学校校区における、問題行動やいじめ等における情報交換やこれからの方針や対応策について話し合う。また民生委員を交え、支援が必要な家庭についての相談活動を行う。

参加者				
伊波中学校	校長	教頭	生徒指導主任	教育相談担当
	教務主任	各学年主任	各学年生徒指導	養護教諭

伊波小学校	校長	教頭	生徒指導主任	教育相談担当
	教務主任	各学年主任		
石川高等学校	校長	教頭	生徒指導主任	
各区自治会	嘉手苅区自治会	伊波区自治会長	山城区自治会長	前原区自治会長
	東恩納区自治会長	美原区自治会長	児童民生員	主任児童員
警察関係	白浜交番	石川署生活安全課		

また、校長の指示により敏速に支援体制をつくり、対処する。緊急を要する問題行動が発止したときに、緊急生徒指導委員会を開催する。

6. いじめ未然防止に向けた取り組み

生徒一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感や成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである。」という認識を生徒がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることになることを知らしめることにも努める。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

① いじめ撲滅運動

いじめゼロを目指した生徒会活動を推進する。

② 人権・道徳の日

生命を大切にし、自他の人権を尊重し、他人を思いやる心、正義感や公正さを重んじるなど豊かな人間性を育てるため「人権・道徳の日」を毎月1日に設定する。また、毎月の道徳目標や道徳新聞、「私たちの道徳」や副読本を活用して心と心の連携を図る。

(2) 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

① 一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

ア. 生徒会活動での異学年交流の推進

イ. 生徒の自発的な活動を支える委員会活動の推進

② 人との関わり方を身につけるためのトレーニング活動

特別活動等でソーシャルスキルトレーニングを行い、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、そんな中に認められる自分が存在する事を感じることで、自尊感情を育み明るく楽しい学校生活を送ることができる。

③ 安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成

年間指導計画における活用する力の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導法を工夫する。

④ 人とつながる喜びを味わう体験活動

友達とわかり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や生徒会活動、総合的な学習の時間における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

(3) 未然防止の取り組み状況のチェック機能を設ける。

取り組みが着実に成果を上げているかどうかについては、日常的に生徒の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や児童生徒の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取り組みを行うかを定期的に検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取り組みを継続することが大切である。

7. 早期発見・早期解決のに向けた取り組み

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

① 基本方針のとおり、全ての職員が生徒の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。

② おかしいと感じた生徒がいる場合には、学年会や生徒支援部会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該生徒を見守る。

③ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い生徒に安心感を持たせるとともに問題の

有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には「教育相談」等で、当該生徒から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじめている側生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ③ 傍観者の立場にいる生徒もいじめているのと同様であるということを指導する。
- ④ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決にあたる。
- ⑤ いじめられている生徒の心の傷を癒やすために教育相談担当教諭や養護教諭、スクールカウンセラーと連携を取りながら、指導を行っていく。

(3) 家庭や地域、関係機関との連携した取り組み

- ① いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取り組みについての情報を伝えとともに、家庭での様子や友人関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題を解決するようなことはしない。
- ② 学校や家庭になかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

8. いじめに対する措置

(1) 情報を集める

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。暴力を伴ういじめの場合は、複数の教職員が直ちに現場に駆けつける。
- ② 生徒や保護者から、「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、メモを執りながら真摯に傾聴する。
- ③ 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から聞き取りを行い、いじめの正確な実態把握に努める。その際、他の生徒の目に触れないよう聞き取り場所、時間等に配慮を要する。
- ④ 教職員、生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を収集する。
- ⑤ いじめた生徒が複数いる場合は、同時にかつ個別に聞き取りを行う。
- ⑥ 聞き取り調査の結果が一旦終了した時点で、担当職員全体で結果のすり合わせを行い、内容が合うまで聞き取り調査を続ける。
- ⑦ 聞き取り調査の内容が合った時点で、職員ミーティングを行い、全職員に周知を図る。
- ⑧ 被害者・加害者の両方の保護者を集め、説明会と謝罪会を行う。

ア 聞き取りは、生徒指導主任を中心に全教職員で分担する。

イ その際、得られた情報は確実に記録に残す。

ウ 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

(2) 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む

ア いじめられた生徒やいじめた生徒への対応（学級担任、学年生徒指導、各学年担当）

イ その保護者への対応（学級担任、学年生徒指導、各学年担当）

ウ 教育委員会や関係機関等への連絡の必要性の有無（校長、教頭）

9. 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

いじめ防止対策推進法第28条において以下のように捉えます

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

なお、児童生徒の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じる場合は、

<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が自殺を企画した場合 ・金品に重大な被害を被った場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体に重大な障害を負った場合 ・精神性の疾患を発症した場合 ・転校を余儀なくされた場合
--	--

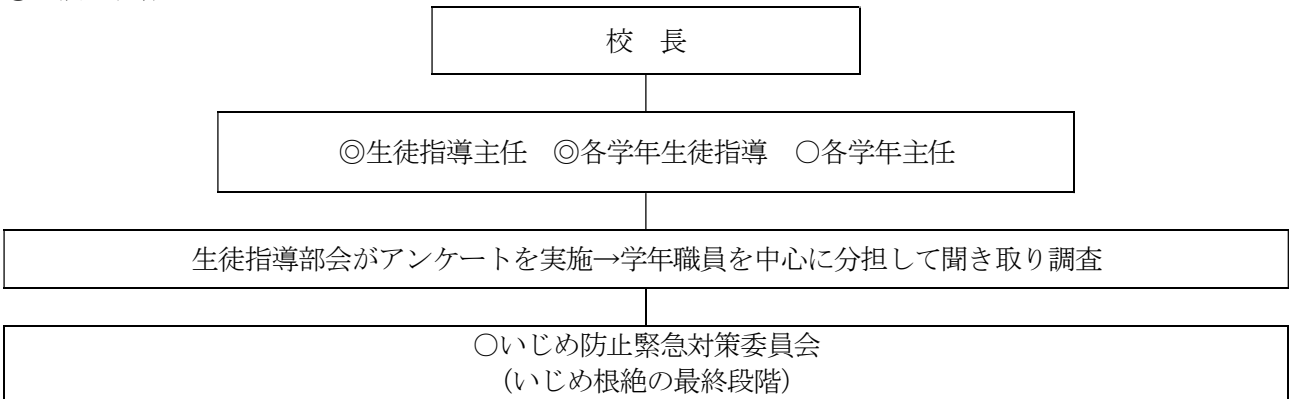
などのケースが想定される。

相当な期間については、国の基本方針では、不登校の定義を踏まえ、年間30日間を目安としている。ただし、日数だけではなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、児童生徒の保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。

(2) 重大事態への対処

① 調査組織



② 懲戒権の行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた生徒の保護を第一にいじめを行った生徒に対して適切に懲戒を加えることがある。その際は教育的配慮に留意し、生徒が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう促す。

③ 傍観者の立場にいる生徒への対応

ア 傍観・無視・放置・隠蔽することがいじめに加担することと同じであること、いじめられた生徒の苦しみの理解

イ 言いなりにならず、自分の意思で行動することの大切さの指導

④ 保護者への連絡と支援・助言

ア いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援や、いじめを行った生徒の保護者に対する助言を行う。

イ 事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を保護者に適切に提供する。

ウ いじめに気付いた場合、傍観者とならず、保護者へ通告できるように指導

エ どんな場合でもいじめる側や傍観者にならない強い意志を育成

⑤ 保護者の対応

ア いじめられた側の保護者

- ・子どもを守る強い姿勢を見せることと、子どもの話にしっかり耳を傾けることで事実や心情の把握に努める
- ・問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力

イ いじめた側の保護者

- ・いじめられた生徒を守る対応をすることへの理解
- ・事実の冷静な確認と子どもの言い分にしっかり耳を傾けること
- ・被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）
- ・問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力

(3) 重大事態のうま市教育委員会へ報告

学校は重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。

① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかにうま市教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談する。

② 生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とする。

③ いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、石川警察署と連携する。

(4) 調査の趣旨及び調査の主体

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつだれから行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったのか、教職員がどのように対応したのかなどの事実関係を明確にする。

なお、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分に結果が得られないと判断された場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合には、教育委員会が調査を実施する。

(5) 調査結果の提供及び報告

学校または教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。

(6) 重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- いじめ防止対策推進法第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果をうるま市教育委員会に報告



重大事態の発生

- うるま市委員会に報告
 - ① 「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」 (児童生徒が自殺を企画した場合等)
 - ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い
 - ・ 年間30日を目安。
 - ・ 一定期間連続して欠席しているような場合は、迅速に着手
 - ③ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

【学校が調査主体の場合】

学校の設置者である市教育委員会の指導助言を踏まえ、以下の対応に努める。

- 学校の下に、重大事態の調査組織 (いじめ防止対策委員会) を設置



- 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施



- いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供



- 調査結果をうるま市教育委員会に報告



- 調査結果を踏まえた必要な措置